

2024年人事院勧告の寒冷地手当見直しに関わる意見書

公務における寒冷地手当は、過去の議員立法により国会で法制化され支給されてきました。手当の趣旨は、寒冷地に勤務する職員に対し、冬季間における寒冷・積雪による暖房費等の増嵩分を補填するものです。当市では国に準拠し、11月から3月までの期間、条例に定めた額を職員の世帯等の区分に応じて支給されています。

人事院は、令和6年8月8日、国会と内閣に対し国家公務員の賃金等に係る勧告を行い、寒冷地手当にかかる民間給与実態の調査に基づき支給額の引上げが示される一方で、支給地の大幅な見直しも示されました。

その支給地見直しにあたっては、気象庁による「メッシュ平年値2020」が根拠とされましたが、当市を含む長野県内市町村14市町村が非支給地とされ、また豪雪地域に指定されている中野市における過去30年間の平均最深積雪が「0cm」とされるなど地域の生活実感とは異なる点もあり、寒冷地手当の支給地判定に適したデータとは言い難いと考えています。

人事院勧告は国家公務員の賃金労働条件に関するものである一方、市町村職員をはじめ県人事院勧告ひいては県職員など、地方公務員の賃金労働条件にも多大な影響を及ぼしています。また、寒冷地支給の有無は普通交付税の算定にも用いられるため、市の財政上にも影響が見込まれます。

昨今、地方自治体等での人材確保が困難を極める状況にあるなかで、寒冷地に勤務する地方自治体等の職員が安心して職務に精励できるよう、国及び政府に対し下記のとおり特段の措置を講ずるよう、強く求めます。

記

- 1 令和6年人事院勧告の寒冷地手当の支給地見直しは、気象庁の「メッシュ平年値2020」における「点データ」のみに依拠せず、データの面的な活用及び当該県等の客観的なデータを参考にするなど、再検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和7年6月27日

伊 那 市 議 会